

平成23年度中小企業の海外展開に係る不正競争等のリスクへの 対応状況に関する調査

(外国公務員贈賄規制法制に関する海外動向調査)

平成24年3月

経済産業省 知的財産政策室

1. 調査概要

● 調査目的

我が国企業(主に中小企業)における外国公務員贈賄罪の認知状況等について把握するとともに、海外の関連動向の調査を行うことで、贈賄防止指針の見直しへの反映等、外国公務員贈賄防止施策に活用するための基礎情報を得ることを目的に実施するものである。

● 調査内容及び方法

(1) 海外制度調査及び海外ヒアリング調査

① 海外制度調査

以下の3ヶ国の関連する法律について詳細を整理した。

- 米国・・・海外腐敗行為防止法
(Foreign Corrupt Practices Act:FCPA)
- 英国・・・2010年英国贈収賄防止法
(UK Bribery Act 2010)
- 中国・・・中華人民共和国刑法の第8次修正案第29条
「海外贈賄条項」

② 海外ヒアリング調査

米国、英国の現地日系企業や法律事務所を対象に、現地当局の法執行状況、具体的摘発事例、日本企業の対応状況などを把握した。

③ 海外における外国公務員贈賄摘発事例の収集

上記法律に関連する米国、英国、中国における代表的な摘発事例等を整理した。

(2) 国内中小企業及び関連団体向けアンケート及びヒアリング

① 国内中小企業向けアンケート調査

海外展開を行なっている国内の中小企業を対象に、不正競争行為に関する認識等について調査を行った。

② 国内関連団体ヒアリング

国内の中小企業支援団体等に対して、不正競争行為防止に関する取組等について調査を行った。

(3) パンフレットの作成

国内の中小企業向けに、不正競争防止に関する啓発用パンフレットの作成を行った。

(4) 国営企業の存在状況に係る調査

米国、英国、フランス、イタリアにおける国営企業の概要を整理した。

2. 海外制度調査結果

	米国FCPA	英国UK Bribery Act 2010	中国「海外贈賄条項」
①外国公務員への贈賄行為を禁止する規定	§ 78dd の禁止事項 米国の企業や個人が、商機や不適切な便宜を得るために、米国外の政府関係者・公務員に、金銭や何らかの価値があるものの支払いの申し入れ、約束、または承認を助長するような行動を、直接的または間接的に行ってはならない。	セクション6 (外国公務員に対する贈賄)	中華人民共和国刑法(2011年5月1日実施) 第一百六十四条【非国家職員に対する贈賄罪】 ~略~不正な商業的利益を得るために、外国公務員または国際公共組織公務員に財物を供与した場合、前款の規定に照らして処罰する。 ~略~
②処罰対象となる行為の類型		<ul style="list-style-type: none"> ・贈賄(賄賂の提供、提供の約束等の行為)(セクション1) ・収賄(賄賂の要求・受領、収賄の合意等の行為)(セクション2) ・外国公務員に対する贈賄(セクション6) ・企業の贈賄防止手続きの不履行(セクション7) 	「国連腐敗防止条約」の第三章「犯罪化及び法執行」第十五条から第二十八条に準じる。
③対象となる企業の定義	§ 78dd の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・日本企業の現地法人 ・株式または米国預託証券をNYSEやNASDAQに上場している日本企業(発行者)とその関連子会社や代理人 ・米国人を採用している日本企業 	セクション7 (5) 英国で設立された企業で英国で事業または事業の一部を行なっている企業。 なお企業と「関連する人」がセクション1や2の贈賄行為を行った場合、当該企業は処罰対象となる。 「関連する人」の定義は、「当該企業のために、または当該企業を代理して職務を行う人」と広く定義されている。	日本企業を含めた多国籍企業は、中国企業と同様に、「刑法」第389条が規定する「不当な利益を得るために国家職員に“財物”を提供した人または組織」に対して、贈賄罪が適用される。

2. 海外制度調査結果

	米国FCPA	英国UK Bribery Act 2010	中国「海外贈賄条項」
④「外国公務員」の定義	<p>§ 78dd の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国の公務員(外国政府や公的な国際組織の職員・従業員 ・政府や公的な国際組織のために行動する人) ・外国の政党やその役職員など ・具体的には、政党及び公職者候補、国家機関の個人、国有または国営の事業体、公立病院、与党議員などが含まれる。 	<p>セクション6 (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立法、行政、司法の立場にある者 ・公的機能を遂行する者(公的機関、公営企業を含む) ・公的国際機関の職員(国連等)具体的には、与党議員、政党及び公職者候補、公立病院職員、エージェントの職員も含まれる。 	<p>立法、行政、司法機関といった公共機関に属し、実施する業務が公共職能の行使に属すれば、外国公職人員(「外国公務員」と認定すべきと考えられている。(法的根拠なし)</p>
⑤処罰の内容・範囲	<p>18 U.S.C. 3571, 15 U.S.C. 78dd-2, 15 U.S.C. 78dd-3, 15 U.S.C. 78ff</p> <p>法人: (刑事罰)200万ドル以下の罰金かつ(または)利得(損失)の2倍までの罰金 (民事)1万ドル以下の民事制裁金</p> <p>自然人: (刑事罰)25万ドル以下の罰金かつ(または)利得(損失)の2倍までの罰金、5年以下の禁錮刑またはその両方 (民事)1万ドル以下の民事制裁金 時効は5年</p>	<p>セクション11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人のケースでは、略式裁判の場合、12月以下の禁錮、制定法上限(5000ポンド)以下の罰金またはその併科。正式裁判の場合、10年以下の禁錮、制定法上限以下の罰金またはその併科。 ・企業のケースでは、略式裁判の場合、制定法上限以下の罰金。正式裁判の場合、金額上限なしの罰金。 ・時効期限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人:三年以下の有期懲役または拘留。金額が巨額である場合は、三年以上十年以下の有期懲役、且つ罰金。 ・企業:企業に対する罰金、且つその直接責任を負う主管者とその他の直接責任者に対して、金額が大きければ、三年以下の有期懲役または拘留。金額が巨額である場合は、三年以上十年以下の有期懲役、且つ罰金。
⑥関連法制度	<ul style="list-style-type: none"> ・会計処理・内部統制条項 ・ドッド=フランク法 ・共謀罪 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益開示法(Public Interest Disclosure Act 1998) (以下参考) ・コモン・ロー上の贈収賄罪 ・1889年公共団体腐敗行為法 ・2001年反テロリズム、犯罪、公安法、犯罪収益法2002 	なし

2. 海外制度調査結果

	米国FCPA	英国UK Bribery Act 2010	中国「海外贈賄条項」
⑦企業に対する外国公務員贈賄防止体制整備促進の取組	<ul style="list-style-type: none">• 会議、訪問、周知、啓発誌等• 公的な促進法(連邦アドバイザリー委員会法等)• 海外贈賄の報告ガイドンスの発行• コンプライアンスプログラム等インセンティブツール	<ul style="list-style-type: none">• 法務省発行のガイドンス(別途中小企業向けのガイドンスあり)• ホームページ等による周知、質問等への回答• 法務省やSFOの法律事務所や民間の会議・会合出席、情報提供・交換など	なし

3. 現地ヒアリング調査結果

● 調査概要

- ・調査対象: 米国、英国の法律事務所及び現地法人
- ・調査内容: FCPA及びUK Bribery Act2010の動向、執行相場感、訴訟事例、現地法人の対応状況など
- ・調査時期: 平成24年1月末～2月初旬

● 調査結果概要

【米国FCPAに関する主な意見】

- 当局の摘発・訴追姿勢はかなり強気で体制も充実させている。現在調査中の案件が120以上ある。
- 不正行為が摘発された場合、個人は刑事罰を受けるが、企業側にも基本的に責任があるとみなされる。
- センテシングガイドラインに罰金の基準があるが、実際の罰金は、不正行為の程度や得べかりし利益などから総合的判断される。
- 関連省庁等は連携して、企業への周知活動等を積極的に行なっている。
- DOJやSECは、和解金や罰金の高低、企業規模・国籍は関係なく、贈賄の悪質性・影響度を優先して摘発する。
- 日本企業(特に中小企業)は一般にFCPAに関する認識が希薄であり、コンプライアンス体制が不十分である。また、内部通告機能や第三者のデューデリジェンスが弱い。
- 特に中小企業においては、リソースが少ないので、既存ツール等を活用して、いかに自社にコンプライアンス体制を構築するかがカギである。

【英国UK Bribery Act 2010】

- 法律の執行について当局は強い意思を持っている。今後2年くらいの間に大型の事案が摘発される見通しである。
- 英国政府にはそれほど多くのリソースがないため、企業に対して自己申告することを勧めている。
- 判例が出ていないので確実なことはいえないが、セクション1や6の成立がセクション7の成立に必ずしも自動的に結びつくわけではないと考えてよい。企業が十分な手続きを行っていたかが抗弁のポイント。
- SFO自ら企業を訪問したり、民間の会合に出席したりするなど、当局による積極的な周知活動を行なわれている。
- 企業はUK Bribery Act2010を必要以上に身構える必要はない。ガイダンスに沿った対応や常識的にみて理にかなった手続きであることが重要。
- 企業は特に第三者や関係企業に対して、きちんとデューデリジェンスを行い、贈賄防止について契約を交わすことが重要。
- 企業の中には、コンプライアンスの策定には力を入れるが、その後の運用がおろそかになることが多いので注意が必要。

4. 外国公務員贈賄摘発事例

●英国事例(UK Bribery Act2010にかかる事例)

2011年、治安判事裁判所の職員(Munir Patel)が、交通違反の前科情報を改ざんする見返りに500ポンドを要求。UK Bribery Act2010 セクション2及び公務所における不正行為につき、有罪答弁。6年の禁錮刑となった。

●米国事例(FCPAにかかる事例)

【ナイジェリア政府高官への贈賄】

日揮株式会社

(経緯)

- ・日揮株式会社は、1991年他3社とともにJV企業「TSKJ」を設立し、1995年ナイジェリアのLNG施設建設を60億ドルで受注。
- ・受注にあたり、ナイジェリア政府高官に総額1億8200万ドルの便宜を図ったとして、米国FCPA違反の疑いで提訴。
- ・同社は、米国銀行経由してのナイジェリア政府高官への贈賄だったが、JV企業に出資する米国企業との共謀もしくは幫助にあたることとされた。
- ・本件の罰金額は、刑事・民事あわせて15億ドル。

(和解結果)

- ・2011年、同社は、米国司法省と2億1880万ドル(約187億円)で和解する
- ・外部の監視機関により2年間のコンプライアンス定着が義務付けられた。

【ナイジェリア政府高官への贈賄仲介】

丸紅株式会社

(経緯)

- ・日揮株式会社を含む4社のJV企業「TSKJ」によるナイジェリア政府高官への賄賂事件に関連し、丸紅株式会社は、TSKJとの間で業務委託契約を締結しTSKJの受注活動に協力。
- ・米国司法省は、TSKJのナイジェリア政府高官への賄賂にあたって、同社が贈賄行為の仲介人であるとし、共謀および幫助の罪で起訴した。

(和解結果)

- ・2012年1月、同社は米国司法省との間で起訴猶予契約を締結し、和解が成立した。(和解金54.6百万ドル)
- ・この起訴猶予の合意により、同社は、2年間企業コンプライアンス・コンサルタントを雇う義務および継続中の司法省の捜査に協力する義務を負った。

【現地代理人による政府高官への贈賄】

ブリジストン株式会社

(経緯)

- ・タイヤメーカー大手のブリジストン株式会社は、ラテンアメリカ諸国における販売を確保するため、現地エージェンシーを通して、国営企業関係者から情報を入手していた。その際現地エージェンシーに国営企業関係者に渡す賄賂(総額1億5000万円)を含めた手数料を支払っていた。
- ・同社担当者は、不正にお金が渡されていることを認識していただけでなく、この事実を隠そうとしていたという。

(和解結果)

- ・同社は、FCPA違反として、別国司法省から摘発された。当時の担当者は懲役2年の実刑及び8万ドルの罰金が科せられた。
- ・2011年9月、同社は司法省と2800万ドルで和解した。

5. 国内中小企業アンケート結果

● 調査概要

- ・調査目的 : 外国公務員に対する贈賄行為に係る現状等を把握することを目的に実施。
- ・調査対象 : 海外に現地法人のある中小企業1,155社
- ・調査内容 : 外国公務員贈賄防止に関する認知状況、取組状況、贈賄行為に関する経験の有無等
- ・調査方法 : 郵送配付・郵送回収、督促1回
- ・調査時期 : 平成24年1月
- ・回収状況 : 配付数1,155社 回収数295社 回収率25.5%

● 調査結果概要

【指針等の認知度】

- ・経済産業省「外国公務員贈賄防止指針」やOECD「外国公務員贈賄防止条約」の認知度は、5%前後であり、認知度は高くない。

【関連情報の入手】

- ・海外展開に関する情報の入手手段は、「外部団体主催セミナー参加」(43%)、「外部の相談窓口」(32%)、「ウェブサイトを見る」(30%)が多い。
- ・海外展開リスク情報の入手先は、「JETRO」(52%)、「顧問弁護士等」(26%)が多い。

【従業員の理解度】

- ・外国公務員に対する贈賄行為が刑事罰になることを認識していない従業員は半数を占める。また、理解している従業員の中でも、「外国公務員の範囲」や「どのような行為が処罰の対象となるのか」について理解している割合は、半数程度であった。

5. 国内中小企業アンケート結果

●調査結果概要(つづき)

【コンプライアンス体制等の取組状況】

- ・一般的なコンプライアンス体制を整備している企業は、概ね3割程度。外国公務員贈賄防止に関する取組を行なっている企業は、5%程度にすぎない。
- ・外国公務員贈賄防止の取組を行っている企業における周知状況をみると、「本社や国内の支社・支店」(84%)、「海外の現地法人」(53%)が多いものの、「取引先や代理店等」への周知は0件であった。
- ・ファシリテーション・ペイメントに対する方針を定めている企業は、5%にすぎない。

【現地法人等における接待・贈答等の決裁権限者】

- ・「現地の経営者クラス」が最も多く58%を占め、次いで「日本の本社」(30%)であり、この2つで9割近くを占める

【業界団体や行政に望むこと】

- ・「外国公務員贈賄の具体的事例の情報提供」が56%と最も多く、次いで「贈賄行為を防止するための一般的な情報提供」(47%)、「贈賄防止のための教育ツール(パンフ、ハンドブック等)」(45%)、「海外現地での相談先等の整備」(35%)と続く。
全体的に情報提供や相談体制の充実を望む声が多い。

6. 国内関連団体ヒアリング結果

● 調査概要

中小企業を支援する国内団体に対して聞き取り調査を行い、外国人公務員贈賄に関する認識、取組状況等の把握することを目的に平成24年2月に実施。

関連団体7団体にヒアリングを依頼したが、ほとんど取組を行っておらず、最終的には、

東京商工会議所
中小企業基盤整備機構
JETRO

の3団体から話をうかがった。

● 調査結果概要

- ・各団体とも、企業からの相談に対応しているが、これまでの実績では、外国公務員贈賄、またその防止に関する相談はなかった。また各団体における企業に対するセミナー、情報提供の中で外国公務員贈賄防止に関する発信が実施された例もなかった。
- ・各団体とも、具体の相談支援を目的として、専門家等をアドバイザーとして派遣する仕組みを持っているが、これまでの実績では、外国公務員贈賄、またその防止に関する相談はなかった。
- ・外国公務員贈賄はあるとしても、企業にとっては公然の問題として扱いにくく、したがって企業が各団体へ相談をしてくるとは考えにくいであろう。
- ・アドバイザーの多くは、海外駐在経験者等であり、業界知識や各国産業界での人脈等を基礎に支援を行っている。各団体がアドバイザーに共通の認識を徹底する機会等はあまりないと考えられ、アドバイザーがコンプライアンスや外国公務員贈賄防止に対する認識を有しているかは未知数である。
- ・全体的に、外国公務員贈賄に対するトラブルが表面化しておらず、そのため団体・各企業ともあまり認識されていないことがうかがえる。

7. 国営企業調査結果

条約にいう「外国のために公的な任務を遂行する」企業の範囲について、英国、米国、フランス、イタリアを対象に調査を行った。各国が公表する統計データや法の規定等による「いわゆる国営企業」の範囲についてその数や具体名を掲げることとする。

【英国】

- ・英国財務省の「Public Expenditure Statistical Analyses 2011」の中で定義されているPublic corporationsは、全部で51機関ある。
- ・また、国家統計局(the Office for National Statistics)の「Public Sector Classification Guide - February 2012」には、353のpublic corporationsが掲載されており、これは、子会社まで含めた企業数となっている。

【米国】

- ・合衆国法典によると、政府企業(government corporation)の定義として、以下の2つが定義されている。
 - ①米国法典第5(5 USC 103):「米国政府が所有または管理する法人」
 - ②米国法典第31((GCCA)31 USC 9101~10):「政府法人」が「所有権が混在する政府の法人と全額出資の政府法人」
- ・以上のうち、②の国営企業リスト28企業が合衆国法典に掲載されている。

【フランス】

- ・2010年末時点で、政府が資本の半分以上を保有している企業は1,217企業。
- ・またそのうち93の企業を「主要な会社」(dites de premier rang)として、直接管理している。

【イタリア】

- ・イタリア国立統計研究所によると、2009年のイタリアの公営企業数は、4,186企業となっている。うち、経済財務省所管の企業は、全体の57.4%を占めている。